

聖籠町職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

平成30年3月19日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第4号

聖籠町職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町職員の育児休業等に関する規則（平成4年聖籠町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業条例第2条の4第2号の規則で定める場合に該当する場合）

第1条の4 前条の規定は、育児休業条例第2条の4第2号の規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

第2条第1項中「掲げる場合」の次に「又は同条例第2条の4の規定に該当する場合」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。